

## 平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 9 月 15 日（火）18：30～21：30

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，市川委員，川村委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，中嶋委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，高橋（秀）委員，高山委員，千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：岩館委員，久保野委員，高羽委員，赤間（俊）委員，菅原委員，高橋（望）委員，橋本委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，大橋北部発達相談支援センター相談係長（所長代理），中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，山田青葉区宮城総合支所保健福祉課長，佐藤若林区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 18 名

### 4 内 容

#### 1 開 会

#### 2 会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。

今回は，前回協議会で行った中間素案の検討が途中で終了していたので，その続きをしっかりと行います。その上で，次回の中間案ということになります。また，前回議論していただいたことやその後に皆様からいただいたご意見なども踏まえて，1 から 5 までの項目は中間案に反映していくと思いますし，6 から 9 までの項目は，今日の皆さんからのご意見等を中間案に反映していくことになるかと思えます。この施策推進協議会では，この条例の中に盛り込むべき大事なポイントを明確にすることがとても大事なことだと思います。そして，市民の方々に更にご意見をいただくというスケジュールの中での，今日の第 6 回施策推進協議会です。皆さんよろしく願いいたします。

以上でご挨拶とさせていただきます。

#### 3 議事録署名人指名等

##### (1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より赤間宏委員の指名があり、承諾を得た。

4 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

- (1) ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について
- (2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて
- (3) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

- (1) ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について
- (2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて
- (4) 今後の進め方について

会 長 本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは、お手元の次第の 4 議事に入ります。

さて、本日の議論の進め方についてでございますが、議事がある他を含めて 5 つでございます。今回は、特に（3）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）について議論を深めたいと考えております。

最初に、（1）ココロン・カフェ☆スペシャルの実施についてから（4）今後の進め方までを事務局から続けて説明していただきます。

その後、（1）（2）（4）について、ご意見などがあれば委員の皆様から出していただき、その後、（3）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）の議論に移ります。

休憩については、おおよその目途ではございますが、19 時 30 分、午後 7 時 30 分頃から 10 分間を予定しております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、（1）から（4）今後の進め方についてまで、事務局より続けて説明願います。

事 務 局 皆さん、こんばんは。仙台市障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) まず、（1）ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について、ご説明をいたします。資料 1 をご覧ください。

市民の皆様には、条例の検討状況をお知らせすることと、障害についての理解を図ることを目的として、「ココロン・カフェ☆スペシャル」と題したシンポジウム及びワークショップを開催をする予定でございます。

日時は 10 月 24 日（土曜日）13 時半から 17 時までの予定で、会場はせんだいメディアテークの 1 階オープンスクエアでございます。

テーマは「共生社会の実現に向けた社会全体のエンパワメント～障害による差別解消でトータルウィンなまちづくり～」といたしました。障害を理由とする差別解消のためには、差別を禁止し差別を許さないという、毅然とした態度ももちろん大事なことですが、今回は、障害を理由とする差別を解消していくことで、関わる人みんながエンパワメントされる、元気になって活力のある社会が実現されるというようなトータルウィンという視点で、お話を進めていければと考えております。

第 1 部と第 2 部に分かれており、第 1 部のシンポジウムは、阿部会長に条例の検討状況などについて基調講演をいただいた後、引き続き阿部会長にコーディネートをさせていただいて、障害当事者の方や事業者の方、地域関係者の方など、5 名程度の方に登壇いただくことを予定しております。第 2 部はココロン・カフェでございまして、テーマ等の詳細についてはこれから詰めていくところでございます。予定どおり進めば、条例のあり方の中間案についてパブリックコメントを募集している時期にありますので、このことについてもお知らせする機会としていきたいと考えております。

次に、(2) の前回協議会の意見等に関する振り返りについて、資料 2 を使ってご説明いたします。

初めに、1 の (1) に、杉山委員からいただいた、中間素案の議論の進め方と条例制定までのスケジュールについてのご意見を上げております。

委員の皆様からは、資料にも掲載しておりますようなご意見をいただいております。結論といたしましては、中間素案の項目は一つ一つ議論するということと、スケジュールは 4 月スタートを目標にするということ。そのために協議会の回数を増やすということについても想定するということが、皆様のご意見が一致したところでございます。

次に、障害者虐待防止を条例に含めることにつきましては、項目としては上げませんが、前文のところに、差別の意識が虐待にもつながっていくという趣旨のことを書くことで、中間案に盛り込んでいくということになりました。

次に、資料の 2 ページ、中間素案に対するご意見でございます。

前文については、案のとおりに加えまして、差別の歴史的背景も加えてほしいというご意見がございました。

それから、目的については、「偏見」という言葉を入れてはどうかというご意見がございました。

それから、定義のところでは、まず、「障害者」のところで、「相当な制限」という言葉についていろいろなご意見をいただきましたが、障害があることによって相当な制限があるということで、法律にある文章を引用しているということもあり、そのままということになりました。

それから、「不当な差別的取扱い」については、「正当な理由」についてのいろいろ

ろなご意見などがございましたが、そのままということになりました。

次に、3 ページ、基本理念のところでございますが、「障害者と障害者でない人」、それから「何々するべき」といったその表記の仕方などについて、いろいろご意見をいただきましたので、ご意見に基づいて文案の調整をしていきたいと考えております。

それから、(5) 市・事業者・市民の責務や役割についてでございますが、これは、いただいたご意見を基に文案の調整をしたいと考えております。

それから、3 番のその他のご意見につきまして、基になっている法律等の文言があるのであれば、その都度教えてほしいということでしたが、参考資料として、「関係法令等について」という資料をお手元に配付しており、また委員の皆様にあらかじめお送りしておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

それから、今日の協議会までの間に委員の皆様からいただいたご意見につきましては、本日、机上にお配りしております。

いただいたご意見について、特に、桔梗委員からいただいた搬送事業者の要望についてというご意見についてでございますが、こちらは個別の具体的な内容のように思いますので、この協議会の場ではなく、後で具体的にお話をお聞かせいただければと思っております。

それから、本日ご欠席ではございますが、川村委員からご意見を頂戴しておりますので、そちらをご紹介させていただきます。

「かわむらこどもクリニックの川村です。前回及び今回も、他の会議と重なってしまい、協議会を欠席してしまい申し訳なく思っています。前回の議事録を読み、皆様方の意見に関して、ごもっともと納得している次第です。阿部会長の采配もあり、少しずつ条例制定が進んでいることに安堵し、委員の方々の熱心な取り組み姿勢が目につかびます。まず重要なのは、この条例の一番の目的は何かということころです。共生社会の実現に向けての差別解消が目的であることは充分承知しているところですが、最も重要なことは障害を持たない人が障害を理解することから始まるものであり、この条例は仙台市民に向けて障害理解を深めることが第一歩と考えます。その理解を元にしての差別を無くすための条例です。そのために重要なことは、この条例の存在を仙台市民に知らしめることであり、そのためには4月制定は譲れないものと考えます。これまで、協議会、差別事例検討部会、ココロンカフェ、障害者団体等との意見交換会、事業者等からの意見聴取等、現時点でも相応の問題点が浮かび上がってきています。自分も児童虐待等の様々な会議に参加していますが、幅が広い論点を整理する場合は議論をしつくすことは現実には不可能なものです。まずは協議会での議論内容を市民に提示し、パブリックコメントを求める時期と考えています。そのことが差別解消を啓発する助けになり、市民のための条例の条件作りとして重要な側面を持っているものと思います。本条例は一般的に表現される理念法と同様の考え方が必要であり、くり返しになりますが予定通り制定することにより市民の理解を深めることが最重要と考えています。小生も医療においては、

まず「理念」ありきと考えながら医療に従事し、子育て支援や医学生実習でも同様の思いです。理念を元にした活動を押し進めながら花を咲かせ、問題があれば新しいことにチャレンジし改善を続けています。前回の文言、表現等の疑問点に関しては、議事録の結論に賛成いたします。予定通りの条例制定を切に願っております。細かい点は条例を運用しながら、改善していくことが必要と考えています。」というご意見をいただいているところでございます。

それから、市川委員からもご意見を提出いただいておりますが、これについては、これからの議論の中で、皆さんで参考にご覧いただければと考えております。

なお、前回のご意見、それから今日のご意見を反映したものにつきましては、次回の協議会で提出させていただきたいと考えております。

次に、次第 3 の中間報告案につきましては、前回、説明済みであり、後で議論するというので、その時間を多くとりたいと考えますので、本日改めての説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは次に、(4) 今後の進め方でございます。資料 3 をご覧ください。

前回も同じような資料をお出ししておりますが、これについては皆様に既にご案内を差し上げているとおり、協議会を一回分追加し、9月25日にも開催することとしております。

説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま、次第の(1)から(4)今後の進め方についてまで、事務局から説明がありました。

それでは、次第の(3)については本日の後半にしっかりと議論をするということになりますので、まずは次第の(1)(2)(4)について、委員の皆様からご意見などがあればいただきたいと思います。

なお、発言の際には、冒頭に事務局からも説明がありましたが、ご発言の際にご留意いただきたい点ということで、ご発言の前にまずご所属とお名前を言っていたら、そして発言が終わりましたら最後に「以上」とお願いします。

いかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委 員 株式会社ジョイヤの桔梗です。皆様よろしく申し上げます。

先ほど事務局、市役所の課長から私の意見に対しての回答がございました。昨年度までは、この施策推進協議会では、その他の施策や、以前までの議論で出た疑問や意見というところに対しての議論というのも活発に行われつつ、今回の条例制定に向けての議論も行うというように、2つに分けて物事が進んでいったかと思っております。私の見落としや勘違いがございましたらご指摘、ご教示いただきたいと思いますのですが、何となく流れの中で委員をさせていただいており、その中で、いつの間に条例だけの協議会になってしまったのだろうかということを感じました。前回ここで話

しきれなかったところで、時間を持ってしっかり話をしていこうということでしたので、ヒアリングも含めて今までの書類等も全部見直しをしてみました。

そこで、昨年度までは施策ということと条例ということの 2 つの議論が並行してこの協議会では進んできたのに、やはり今年度になってから、条例に関することだけに注力した協議会になっているということを改めて認識してみました。その上で、私が数年前にご提案をさせていただきましたことに関して、「搬送事業者の要望について実施方向で検討をお願いします。」というように、ご意見というところに書かせていただきましたが、先ほど事務局から、これは協議会ではなく別ところで個別にというようなご回答をいただきました。このことについて、どのように議論ができるのか、また、個別にということですが、以前これに関して個別にお話をした結果がこれだったので、このことについてもご説明をいただきたいです。スケジュールを見ても、忙しいし大変なのはよくわかるのですが、内容が条例の話だけに終わっている協議会になっています。例えば皆さんが、私を含めた委員が、日頃気づいていて、こんな施策を提案したいな、こんなことが困っているんだよということも踏まえながら、条例になりつつ、それも施策の検討になっていくということが望ましいかと思うのですが、その辺について皆さんがどのようにお考えになられているのか。そのような意見などが、協議会としての検討ではなく、個別の相談ということで終わってしまうというのは、非常に残念に思ったので、その辺についての事務局からの回答と、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

会 長 はい。ただいまの桔梗委員のご発言に関しまして、委員皆様の中からご意見、それから事務局からの回答ということでしたが、いかがでしょうか。  
では、まず事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) まず、今の協議会には、条例のあり方について議論をしてくださいということで諮問もさせていただいておりますので、今一番大事なのは、条例の検討のことと考えております。

その上で、具体的な施策についても、もちろんその話し合うというのは大事な役割でございますが、それが今の時間なのかなというところがあり、今は諮問している条例のことについて、皆さんにご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

また、いろいろ感想やご意見等を伺うのはいいことと考えてはおりますが、いただいたご意見の内容につきましては、これは、協議会の中で議論をするというよりは、事務局のほうで、その中身について具体的にお聞きし、今後どのようにしたら良いのかということを考えるべきものと考えましたので、そのように回答したところでございます。

会 長 黒瀧委員、手が挙がりましたのでお願いします。

黒瀧委員

私、この条例をつくることとなった一番最初の段階から、理解ということについて強く話しているのですが、理解がない状態で条例ができるということをいつも疑問に思っております。市民、事業所、学校などにおける理解がどの程度か。今いじめやいろいろな問題がたくさん出ており、その解決というような感じで、この条例ができるということでもありますが、その前にこの差別の条例というものが、どういふものなのか、また、なぜ差別の条例なのか。条例をつくっても、病気の理解や根本的なものについて、市民や企業での理解がどれほどなのか。企業主の方は理解していても、一緒に働いている労働者側の方からの理解がないことが原因で、すごく落ち込み、うつ病になっている方がたくさんいらっしゃるということを聞いています。そういうこと自体を根本的に直すというのがこの条例ということなのだと思いますので、前から言っていることではあります。理解ということを考えるのが一番先かと思えます。広報でも冊子でも何でもいいと思えますし、団体でも、障害者団体の方に抜粋していただいてもいいと思えますので、それを少し連ねていただいて、市民の方皆にわかるようにしていただくということが先かと思っております。よろしくお願ひします。

会 長

黒瀧委員ありがとうございました。障害を理解すること、理解の大事さということですよ。障害理解、疾病理解はとても大事なことであります。

今、議論は、まずは桔梗委員のお話ということですので、では、桔梗委員、お願ひします。

桔梗委員

はい、桔梗です。

今ご回答いただいた内容について、言われていることも時間がないということもよくわかるのですが、障害者施策推進協議会ということで、少なくとも昨年度までは、どのような意見や実態があってという、ヒアリングも含めての実態調査と、それに対する課題検討、課題解決に向けた協議をしてきたと思ひます。今回、私がここに意見させていただいた内容というのは、その中の1つとしてご意見をさせていただいた経緯がございます。

今この場においては、条例の制定ということで、前回の会議でも皆さんで合意したように、やはり時期についての目標を定めて、そのときまでに条例を作り上げようという流れなので、そのことについては私も賛成です。しかし、この協議会にかわる委員会や分科会などがあるのであれば別ですが、今までこちらの委員に関わらせていただいて、その組織図について伺ったところ、今現在そのことに関わるほかの委員会や分科会などはないというように聞いていたと思ひます。条例に関する議論を走らせて、そのほかの施策や意見ということについては、時間がないからということで駄目にするというのであれば、そのような回答で結構ですが、また、条例

についての議論を行うというのが諮問であるから、私たちの役割もそこにあるというのも重々わかりますし、条例があつてそこから施策が出ていくという行政の話の筋道もよくわかるのですが、皆さん日頃でてくる悩みに思っていることや、これが施策としてすぐにできるというような意見などがあつても、何となく流れるに条例の話だけでそのような意見が全く出せない雰囲気もあつたかと思います。今回、私からそのような意見を出させていただいたことで、これはもう個別にという判断を徹底的にされるのであれば、ここではそういう意見ができないのかというように認識いたしますが、逆に言えばその辺のことをほかの委員さんにも共有していただきたいと思ったので、あえて、再度発言させていただきました。

会 長 事務局から手が挙がっています。事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長) まず、桔梗委員が懸念されているのは、障害者保健福祉計画のモニタリングなどについてはどのようになっているのかということについて、気になされてのお尋ねかというように思いました。そうではないですか。

まず、その計画についてですが、先ほどお話をされていたモニタリング、ヒアリング等につきましては、少し遅い時期にはなりますが、実は今年度も予定しております。計画のその進捗状況の把握や監視というところも、この施策推進協議会の重要な役割でございますので、そのことにつきましては、また改めてお諮りしたいと考えております。しかし、今のこの協議会につきましては、条例について検討するために臨時委員の方々にもお越しいただいている、条例を検討するということを目的とした協議会でございますので、今の時点では条例に関する議論を優先させてさせていただきたいと思います。

会 長 桔梗委員お願いします。

桔梗委員 桔梗でございます。では、認識を改めさせていただきますが、こちらの協議会の今のミッションは、あくまでも施策に対する討論ではなく、条例に対する検討のための協議会であるというように改めて認識しましたが、そのとおりでございますね。

会 長 事務局お願いします。

事務局  
(高橋課長) 障害企画課、高橋です。  
はい、そのとおりでございます。

会 長 桔梗委員、いかがでしょうか。

桔梗委員 あんまりごねたくはないのですが、委員の方々、皆さんそれでよろしいのでしょ

うか。

会 長 桔梗委員は皆さんのご意見を伺いたいということですね。

桔梗委員 はい。伺いたいです。私は個人的には少し不満だったのでご意見させていただきましたが、ほかの委員さん、それでご理解、ご納得されているのですね。

会 長 はい、千葉委員、お願いいたします。

千葉委員 膠原病友の会の千葉と申します。

私も去年から難病患者のほうの推薦で臨時委員となりましたが、臨時委員にお誘いいただいたときには、この差別解消の条例について意見を述べてほしいということでお誘いを受けたわけです。当初は、仙台市の障害者施策推進協議会というのは何だろうかという疑問がございました。しかし、私も宮城野障害者福祉センター内のハンズ宮城野というところに、ピアカウンセラーとして週 1 回の頻度で行っておりまして、そのときに、今年の 1 月か 2 月に仙台市の障害者施策の方向のレポートという冊子を、回覧で回ってきたときに見て、なるほどこういうところに予算配分がなされて、ああいいことだなと思って、一応の理解をしていたわけです。その中で、では特別、我々の役目というのは何だろうかということを考えると、先ほども言いましたが、まずは差別解消の条例を作り上げることが我々の役目という認識であり、それでここに来ているというのが私たちの立場だと思うのです。

ですから、専任の委員の方たちは、やはり長期的に仙台市の障害福祉サービスの方向性というものについて、いろいろ協議をなされているという気持ちがあるのも非常によくわかりますが、とりあえずは差別解消の条例をまずは作っていただくということ。その後に、それとともに、先ほど桔梗委員からのご意見票の中で、桔梗委員が事務局に個別に対応していただけるという話を聞きましたが、我々も、では事務局のほうにそういったものに対する意見を個別的に言って取り上げていただけるのなら、いい方向だなというように、1 つには思いました。しかし、現実的には、今はこの条例を作るといふことのほうが先決ではないかと思えます。以上でございます。

会 長 千葉委員、ありがとうございました。

千葉委員からは、条例に関する議論に取り組むために、臨時委員としてここに参加いただいているということとともに、まずはそのことについての議論が大事だということでご指摘がありました。

ほかの委員の方いかがでしょうか。桔梗委員からもほかの委員のご意見もというご要望がありましたので、どなたかがいかがでしょうか。はい、佐々木委員、お願い

します。

佐々木  
委員

みやぎ脳外傷友の会七夕代表の佐々木です。

この施策推進協議会に呼んでいただいてから、私はどういったことをここで発言したりしていく立場なのかということ、なかなか把握ができないままここまで来ていたのですが、今、本当にはっきり明確になっているところとしては、私は臨時委員ではないですが、千葉委員がおっしゃっていたとおりのことだと思います。また、川村委員のご提出くださった意見がすごくまとまっていて、私たちは今これをやっているんだということが一番明確になる、とてもまとまった意見文だなと思ひ、すごく感心をしておりました。ですから、まずは今もう目の前に期限も迫っておりますし、私も、川村委員がおっしゃっているように、やはり 4 月スタートということ、これを最大のミッションにしてやっていくべきところなのではないかと思ひます。まずはそのことを進めながら、そして黒瀧委員がおっしゃっていたように、それとともに障害理解であったりなど、本当に私たち障害当事者や家族が一番望んでいるところを載せながらということと一緒にやっていき、この条例を作っていくというのはいかがでしょうか。私は、まずそれが優先ではないかと今思っています。以上です。

会 長

佐々木委員、ありがとうございます。

ただいま千葉委員、佐々木委員からは、まずは条例の検討をすべきではないかというご意見がありましたが、そのほかの委員の皆様、もし意見のある方いらっしゃいましたら発言いただきたいと思ひます。いかがでしょうか。はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員

宮城県自閉症協会の目黒です。

私は、障害者施策推進委員会に入って制度のことをいろいろ教えていただいたりして、でも、その委員の中に入っている、それぞれのその障害のことがなかなかわからなかったり、言葉が難しかったりと、ここにいて何の意味があるのかとか、いろいろ考えたりもしたのですが、今は差別解消についてということで、それぞれの障害のことがわからなくても、障害差別ということが共通にわかるというか、皆さんと一緒に検討させていただいていると、やった気がするというか、わかり合えているなという気がして、やりがいがあるというか、今の協議会はいいなと感じています。まずこれができないとほかのことも進まないというか、ここを越さないとかに行かれないと思ひます。

会 長

目黒委員、まず、ここを越すというのは、まずは条例の検討をしっかりとすることですか。はい、ありがとうございます。

大坂副会長、お願いします。

副 会 長

事務局にお願いがあるのですが、いろんなところからいろんな方が来ていらっしゃると思いますので、こういうものの進め方などに慣れていなかったりすることがあります。少なくとも、前回協議会のときに桔梗委員がこの意見票を置いていかれたのであれば、事務局が前もって説明すべきことだと思います。前回協議会からこれだけの時間をとっているわけですから、運営はもう少し丁寧やっていただきたい。諮問があつて、市長からお願いをされたから今年度はこれをやっていくんだということで、新しい委員がそれをやっていく、それからいろいろな計画もここで作っていますが、そういうもののスケジュールについて、前もってそういうことを思っている方にご説明していただければ、今、混乱してこんなに時間を割く必要はなかったと思います。まるで桔梗さんがごねているような形でこうやって扱うのは、私はよくないと思います。全然もめなくてもいいことでもめるような説明になっていて、事務局の対応はよくないと思います。はっきり言って、我々で整理すべき問題だと思いますし、それから皆さん、わからないことがあれば、どんどん言っていただいといていいと思います。

ただ、今回のことについて、私の解釈で言います。今年度はこうやって、委員の皆さんは最初に 3 年間という任期をもらいました。それから、臨時委員さんが選任されました。この 3 年間のうちの今年度は、市長からこれを言われたからこれをやるんだということ、桔梗委員に前もって説明すればいいことだと思うのです。その上で、これのタイムリミットもありますし、みんなで今まで詰めてきたこともありますので、まずはこれをやって、その上でいろいろなことをやっていきましょう。また、先ほど黒瀧委員からのお話が出たことについてを考えると、私は前もっていろいろと聞く必要があると思うのです。そういうことをしていけば、みんなでどのように進めていくかということ整理できると思うのです。大切なことを作っていて、しかし慣れてない人もいるという中で、どのように進めていくのかということ、やはり丁寧に説明をしていく必要があると思います。この意見票は前回協議会の時に置いていったわけでしょう。前もってできることですから、今日この場で回答する話ではないと思います。ですから、そのようなことを協力しながらやっていきたいと思っています。

私が言ってるのは、皆さんの発言を制限するものでも何でもなく、もっといろいろなことを言っていただいて結構ですし、まとまらないことを言っていただくことも全然いいと思うのです。ただ、今の議題というのはこれですよねということと、その積み重ねがありましたよねということをもとにやっていく。そして、時々疑問に思ったりしたことなどがあれば、事務局にこうやってペーパーを出したり、電話をかけたリメールをし、それについてはやはり事務局の人が丁寧に説明をする。できなければ我々も一緒になって考えますよ、それは。そのようにしていくことが、本当に重要なことをしっかりとみんなでやるということだと思いますし、ぜひそのような対応をしていきたいと思っていますので、みんなで協力してやっていきましょう。

## 平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

結果として、私、副会長ではございますが、桔梗さんにこのような思いをさせたことをお詫びしなければいけないと思うので、お詫びいたします。このような整理で勘弁していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 桔梗委員，お願いします。

桔 梗 委 員 大坂副会長，どうもありがとうございました。ご意見いただいた皆さんもありがとうございました。貴重なお時間，本当にありがとうございました。

今，大坂副会長からお話しいただいたように，この私の意見は，資料の 1 ページ目と 2 ページ目に 2 つありますが，1 ページ目の意見は前々回のもので。そして，2 ページ目に書いてある意見が前回のもので。なので，本当に時間がいただけるというところで，非常に貴重なご意見をいただきましたし，私に対するフォローをいただきまして，本当にありがとうございました。失礼いたしました。

会 長 ありがとうございます。

ということで，私も会長ということでございますが，皆さんと丁寧にしっかりとコミュニケーションを図って，事務局と連携しながら更に取り組んでいく必要があるということはずっと思っておりますので，皆さんよろしくをお願いいたします。

それでは，今，皆様からいただくご意見は（１）（２）（４）についてでございますが，何かございますでしょうか。はい，坂井委員，お願いします。

坂 井 委 員 エイジックフレンドリーの坂井です。

ココロン・カフェの話が資料 1 にありますが，大体どれぐらいの人数を考えていらっしゃるのかということや，あとは実際，このイベントをやるために当然発信というか広報をされると思うのですが，時間的にかなりタイトではないかと思いがならずと資料を見ておりました。その辺のことについて事務局からお答えいただければと思います。

会 長 はい。では事務局，お願いいたします。

事 務 局 障害企画課，高橋でございます。

(高橋課長) 人数の規模としては，100 人は超える規模になると考えております。広報については，これから全力でやるつもりでおります。市政だよりなどにも掲載される予定でございますので，広く周知をしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

また，この時間がタイトだということですが，これは基調講演といってもそれほど長い時間ではないものですよ。パネルディスカッションと基調講演で 2 時間と

## 平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

ということで、坂井委員も心配されていると思います。そのような時間配分の配慮もしっかりしなければいけないと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 はい、そのように準備をさせていただきたいと思います。

(高橋課長)

会長 坂井委員、よろしいでしょうか。はい。

では、赤間委員、お願いします。

赤間（宏） 教育委員会の赤間です。

委員

ココロン・カフェのテーマの用語が難しいのではないかと思います。「エンパワメント」という単語を聞いて、仙台市民の何割の人がわかるのかなと思ったり、また、その下が「トータルウィン」とあって、ウィンウィンなどと言われると、何のことかわからないのではないかと思います。私自身も、えっ、どういうことなの、と思いましたので、もし時間的に検討の余地があるのであれば、もう少し何かわかりやすい日本語で書いていただくといいかと思います。以上です。

会長 赤間委員、ありがとうございます。

市民の多くの方々に伝わって、ご参加いただけるような名称を検討していただきたいということでございます。よろしくお願いします。

また、時間は大きく割けませんが、ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。はい。畑中委員、お願いします。

畑中委員 畑中です。

ココロン・カフェ☆スペシャルの実施についてですが、パネリスト 5 名だけでは偏った意見しか出ないような気がするのですが、いかがでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 障害企画課、高橋でございます。

(高橋課長)

パネルディスカッションの規模としては、5 名程度というのは適正な人数ではないかと思います。2 時間かからない程度の時間を予定しておりますので、おおよそ皆さん 2 回程度お話しになられるともう時間がいっぱいというくらいになるかと思えます。懸念されております偏りにつきましては、メンバー構成のところで、偏らないメンバーを集めることで、様々な方向から意見交換ができるように考えているところでございます。

会長 畑中委員、いかがでしょうか。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

畑中委員 確かに意見は時間が限られているのと思うのですが、その中で、当事者が 1 名や 2 名だと、その障害に偏った意見しか出ないのではないかと懸念があります。いかがでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長) 今回は、その障害特性に応じたお話というよりは、障害のある方が共通して感じておられるようなことを話題として提供していただくことを考えておりますので、畑中委員が懸念されているようなことがないように、その辺についてはパネリストとなる方ともお話しをしながら企画を進めていきたいと考えてます。

畑中委員 畑中です。  
ありがとうございます。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それと、時間をしっかりするために、本当に基調講演という名称でいいのかどうか分かりませんが、これは余り長くならないで次のパネルディスカッションに移り、皆さんからのご意見があつてということで。大事なことだと思います。

それから、赤間委員からご指摘がありました、わかりやすく伝えるためにということについて、もし今この場で委員の皆様からアイデアがございましたらいただきたいと思ひますし、または後からメール、ファクシミリでいただくということもあろうかと思ひます。いかがでしょうか。はい、諸橋委員。

諸橋委員 テーマについては、すごく率直に語ったほうがいいのではないかと思ひます。確かに「トータルウィン」などといった言葉は難しいと思ひますので、例えば、「障害者差別について考える、差別を解消するための仙台市の条例づくりについて」などといったほうが、すごくわかりやすいかと思ひます。イメージとして、率直な表現のほうがいいかと思ひます。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長) 皆さん、いろいろご意見ありがとうございます。確かに「エンパワメント」や「トータルウィン」というと、何となくなじみのない言葉かもしれませんが、「エンパワメント」については、やはり障害福祉の世界では、当事者が力を出すとかが、元気を出していくという場面においてよく今使われてきている言葉ですので、ぜひ使わせていただきたいと思ひています。それから、「トータルウィン」については、今回は特に事業者さんにも参加をしていただくことにしており、いわゆる福祉の心以上に、

差別を解消していくということで、そこに関わっていく方みんなが力づけられて、より前進できるというような意味を込めております。それで、今よく一般に「ウィンウィンの関係で」というようなものがありますが、「ウィンウィン」と言うと、どうしてもイメージとして 1 対 1 のような感じになりますが、そうではなく、関わっている人みんなが力づけられて、より良い方向に進んでいくというような願いを込めまして、トータルでウィンなまちづくりということを、このシンポジウムの中でぜひお話ししたいということで考えたものでございます。

ですので、この言葉では趣旨が伝わりにくいという懸念については、その趣旨を説明する文章の中できちんと説明をしたり、また、用語について注釈をつけたりするなど、そういったことでこちらの意図が伝わるようにしたいと思っておりますので、そこはこのような形でやらせていただくとありがたいと考えます。

会 長 ありがとうございます。  
では、委員の皆様、まず赤間委員、いかがでしょうか。

赤間（宏） 赤間です。  
委 員 私たちがこの条例制定で目指すべきは、一般市民の方の理解だと思っております。福祉の世界では「エンパワメント」という単語は標準的だとしても、一般市民の方はわかるのかということだと思っております。「トータルウィン」についても、横文字で表示されると、なんとなく引いてしまう人が多いのかなというように思っておりますので、同じ意味で、もう少しわかりやすい日本語の何かいい単語などがあれば、それを使ったほうがいいのではないかと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
今、畑中委員、手を挙げられましたでしょうか。

畑中委員 はい。同じ意見です。

会 長 同じ意見ですか。はい、ありがとうございます。  
事務局の趣旨はとても大事なことであります。ただ、それはそうではあるのですが、市民の方々にわかりやすく伝えるということでの意見でした。これにつきましては、またファクシミリ等でご意見いただければとも思うのですが、これはいつから広報する予定でしたでしょうか。

事 務 局 もう、すぐにでも広報したいと考えており、進めているところでございます。ですので、もし何かいい言葉があれば、この場を出していただきたいと思っております。どうしてもこの言葉では駄目だということであれば、また何か考えたいと思っております。

会 長 はい。阿部です。いい言葉があれば、今この場で出るとありがたいということでしたが、皆さんいかがでしょうか。

その趣旨についてはご賛同いただいて、ただ、多くの市民の方々に参加していただくことを考えると、表現の仕方がわかりづらいのではないかとことでの赤間委員からのご発言でした。どなたか良いアイデアというもの何かありますでしょうか。はい、佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 みやぎ脳外傷友の会七夕代表の佐々木です。

委 員 良いアイデアということではないのですが、この差別解消の条例を作っていく上で、先ほども申し上げたように、一般の市民の方などに広く障害のことをご理解いただくというところでは、私たちが福祉の世界で使っている用語というのも、もっと身近なものとしてよく耳にするとか、よく目にする、よく見るというような機会を作っていくということも大事なことはないかと思えます。いつも障害者福祉を進めていく上で壁に当たることとして、医療、福祉、行政の共通言語がないというようなことがありますので、いつもわかりやすくだけ説明するのではなく、もう少し積極的にその言葉を使っていき、さっき課長がおっしゃっていたように、広く皆さんがエンパワーだったりという言葉を使っていくというようなアピールを、その都度このイベントの中で伝えていこうという姿勢も、私は大事なことかと思えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。

このような催しを通して言葉しっかり定着していくというのも大事なことだというご意見でした。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。はい、杉山委員、お願いします。

杉 山 委 員 条例の会仙台的杉山です。資料 3 の今後の進め方に書いてある、10 月中旬から 11 月中旬までのところについてですが、障害者団体との意見交換会開催等（予定）と書かれてありますが、これは具体的には、昨年というか最近やった障害者団体との意見交換会と、同じ団体を対象として行うものでしょうか。

会 長 杉山委員から、資料 3 にある障害者団体との意見交換会についてということでした。事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋でございます。

(高橋課長) 意見交換会については、今、各区での説明会といったことも予定しており、また、期間まであと 1 カ月ということもあるので、なかなかその予定を組むのが難しいと思っているところがございます。そのやり方については、これまでの障害者団体さんとの意見交換会と同じようにやるのか、それともいろいろなものを組み合わせ

た形でやるのか、ただいま検討中といいますか、アイデアを考えているところがございます。ですが、一番大事なこととして、各団体さんにも意見をお伺いする場をきちんと持ちたいですし、各区に説明する機会を持つということもとても大事なことでと思いますので、そこが両立できるように、今、考え中でございます。

会 長 事務局、ありがとうございます。

事務局で今この意見交換会について検討されているということですが、ご意見等があれば、またファクシミリ等で提出いただくということもあり得るわけですね。ご意見をいただいて検討をしっかりとっていくことが必要だと思います。

それでは、先ほどの表現についての議論に戻りまして、今、良いアイデアがあればということでしたが、いかがでしょうか。はい、中村祥子委員、お願いします。

中村（祥）  
委 員

アイデアはないのですが、多分「エンパワメント」や「トータルウィン」というのは、差別条例において目指すもの、すなわちそこに持っていきたいという到達目標に値するものだと思うのですが、その到達のためにどうするかということをお話し合うということでしょうか。一番のその到達目標についてを話し合いのテーマとして与えてしまうと、それは目標の共有にはならず、最初からその与えられた目標について話し合うということになりますよね。例えば阿部先生がまとめられるように、話し合った結果として、個人のエンパワメントや、みんなのトータルウィンの関係ということが大事であるということに気づいたというような、そのような方向性を持っていく企画を組み立てたほうがわかりやすいのかと思います。最初から結論があって、それに対して話し合うということだと、まだ少しついていけないのではないかと思います。結論としては何も案がないのですが、すみません。

会 長

最初から結論を出すというのではなく、皆さんのお話の中で、そのようにみんな考えて持っていくということが大事だというご指摘でした。ありがとうございます。

ということで、何人かの方からご意見いただきました。ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、橋浦委員お願いします。

橋浦委員

みやぎ脳外傷友の会七夕当事者会の橋浦です。よろしく申し上げます。

私は、何回も言ってるように、高次脳機能障害ということで当事者です。ただ、1つに障害といっても、身体障害、私たちのような精神障害、それと知的障害、そしてもちろんそこには個々の性格も入ってきますので、いろいろな障害というか、表現の仕方が出てくるのだと思います。私の場合で言うと、発病した8年前までは余り感じなかったような、例えば挨拶しても返事が返ってこないということや、露骨に嫌な顔をされるということも実際にあるわけです。これが障害を基にしたことなのか、それとも普段の私自身の振る舞いが原因なのか、それは自分自身でもはっ

きり言って正直わからないです。ただ、1つ希望的なことと言うと、もし施策ができれば、こういうことがなくなるのかなと、挨拶してもちゃんとみんな応えてくれるのかなと。もちろん全員が知らんぷりするわけではないですし、普通に、全く何も変わりなく応えてくれる方もいます。また、私がもし逆の立場だったとしたら、意外と知らん顔する側なのかなと思ったりもするのですが、一番の原点に戻れば、その差別をなくそうというところが原点だと思います。もちろん名前も大事だし内容も一番大事ではありますが、では、それに対してどのようにしていくのかということ、これから練っていくのかなとも思います。少しでも解消になればいいなと思っています。以上です。

会 長 橋浦委員，ありがとうございます。

橋浦委員のご意見は、黒瀧委員がお話しされた、障害理解、疾病理解ということをしつかり取り組んだ上での条例作り、またその理解が進むよということですよ。誰もが暮らしやすくということで、とても大事なご意見、ありがとうございます。

今、事務局からも手が挙がりました。お願いします。

事 務 局 はい。障害企画課，高橋でございます。

(高橋課長)

いろいろとご意見ありがとうございました。中村委員がおっしゃった、結論を最初に出してしまうのはどうかというご意見については、そうかもしれないと、今、思いました。ですので、赤間委員からご意見としていただいた、わかりやすさのことなど、その辺のことも踏まえて、テーマについては検討し直したいと思います。

会 長 ありがとうございます。

では、テーマについては、事務局で皆さんのご意見を踏まえて検討するということです。

さて、(1)(2)(4)について、皆さんから確認やご意見をいただいてまいりましたが、この(1)(2)(4)については、よろしいでしょうか。ほか、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、いただいたご意見を踏まえて、これが反映するよということに取り組む必要があると思います。

では、7時30分を目途にということでしたが、今7時35分になりました。10分間の休憩に入って、そして(3)の検討に移ってよろしいでしょうか。はい。では、10分間休憩に入らせていただきます。皆さんよろしくお願いたします。

(休憩 10 分)

(3) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）

会 長 では、皆さん席にお着きとしますので、10分間の休憩を終わって、次に移りた

と思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に、（3）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について（中間報告）の協議に移ります。

前回、第 5 回協議会の資料 4 でございます。資料の 4 をご準備ください。

前は 29 ページの 5、市、事業者、市民の責務や役割までを議論いたしましたので、今日は 30 ページの 6 不当な差別的取扱いの禁止等から始めたいと思います。

先ほど事務局から、前回説明したこともあるので改めての説明は割愛ということでございました。では、早速でございますが、30 ページの 6 不当な差別的取扱いの禁止等のところから、ご意見いただきたいと思います。

また、ご発言の場合には、繰り返しになりますが、所属とお名前を言っていただいて発言いただきますようお願いいたします。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

この 6 不当な差別的取扱いの禁止等は、30 ページ、それから 31 ページにもありますが、ご意見お願いいたします。

ここに記されていることは、これまでの委員の皆様からのご意見などを踏まえて、事務局で整理してきたところかと思えます。この中で足りないところなどがあれば、はい、杉山委員、お願いいたします。

杉山委員 条例の会では、前に意見として文書を出しております。ここの不当な差別的取扱いのことについて、医療や商品のことなどについて書かれてありますが、前に条例の会で案として提示していたものに比べて、選挙や災害時対応のことがここにはないので、それを入れてほしいという意見を出しました。

会 長 杉山委員、ありがとうございます。  
ここに書いてあることは、それぞれの具体的なことが入っていますが、杉山委員のご意見としては、選挙等についてもここに記しておくべきではないかというご意見でございます。このことについては、以前、杉山委員よりそのようなお話がありましたが、事務局のここの整理の中にないのだけれどもということですよ。

杉山委員 はい。

会 長 事務局、いかがでしょうか。はい、事務局、お願いいたします。

事務局 (高橋課長) 障害企画課、高橋でございます。  
今お話いただいたところにつきましては、20 ページから 21 ページの第 2 章のところでお示ししております。まとめるに当たっては、このような考え方で整理をさせていただきました。

会 長 はい。その 20 ページから 21 ページで整理してあることについて、既に検討したことではありますが、私たちもまたしっかりと明記する必要があると思いますので、事務局から簡単に説明願います。

事 務 局 障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) まず、選挙につきましては、個別の行政法により対応が定められておりますので、改めて条例の中で差別しないということを規定する必要はないのではないかと考えました。

それから、災害時対応については、理念のところ載せており、もっと大きい次元できちんと対応することというような考えを示しているのです、このところでは載せずにまとめたものでございます。

会 長 ありがとうございます。

杉山委員、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

また、委員の皆様から、ご意見等ございましたらお願いしたいと思えます。それぞれの何々の場合、何々の場合という、そのそれぞれが条文になっていくということですね、きっと。はい、市川委員、お願いいたします。

市 川 委 員 共生福祉会の市川でございます。

今日は、私が意見を出したペーパーがあるのですが、前回、何か意見があればということでしたので、この文言のところは少し細かいことも含めて、事務局や正副会長さんのほうでご判断していただけるものと思いながら、気になったところを何点か書かせていただきました。それから、今の 30 ページからのお話ですと、30 ページに「拒否、制限、又はこれに条件を付けること。」というようにそれぞれ書いてあり、このようなくくりになっているのですが、国のガイドラインなどを見ると、これに加えて、他の者とは異なる取扱いにすることについても不当な差別だということを書いてあり、この文言がここに書かれていないのは、何かしらの整理の仕方やお考えがあつてのことなのかということを確認したいです。それともう 1 つ大きな疑問は、ざっと見ただけでは、項目が載っているだけのかかなり大ざっぱな書き方をされているので、実際に条例になるときはどのように引っ張られるのかを確認したいです。条例を作るときの表現方法など、何かルールのようなものがあつて、このようなまとめ方になっているのか。それとも我々が、いや、もっとこのところは細かく書いてほしいと意見を言えば、それはそのように修正になっていくものなのか。その辺のことがよくわからないので、その辺のことも含めて、まとめ方についても少し教えていただければと思います。

会 長 はい。市川委員から確認ということでございます。

ここには、それぞれの項目について書いてありますが、国のガイドラインを基に

した具体的な表現についてのご指摘がありました。また、ここに書いてある文章が具体的にはどのような条例文になるのかということについて、その関係性ということについても質問がございました。

はい。事務局お願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課，高橋でございます。

まず，他の者とは異なる取扱いをすることについても，それぞれ入れたほうが良いのではないかというご意見についてですが，これについては，ガイドラインの中には入っていますが，それぞれ入れるとなると，かなり細くなるのではないかとことや，表現の問題とも関係が出てくるのかなとも思いますので，検討をさせていただければと思います。この中間案として出すものについては，方向性についてまとめたものになります。条文にする場合のことについては，この趣旨をきちんと反映するための文言の調整を，事務局が法制の担当と協議をしながら進めていくこととなります。法律と同じものですので，ここに書いてある趣旨を正しく表現するためにはどのようにしていったらいいのかということについて，テクニカルなお話などもあります。私どもとしては，協議会の皆さんからいただいたご意見をきちんと表せるように，法制の担当部門としっかりお話をしていきたいと考えており，この協議会の場において，細かい文言についてご検討いただくというところまではいかないということについては，ご理解いただきたいと思います。

ここについての趣旨や考え方などについては，ぜひ，もっとこういうことというご意見があれば，それはいただきたいと思いますが，その詳しい文言については，事務局にお任せいただくこととなります。

会 長

はい，市川委員，お願いいたします。

市川委員

共生福祉会の市川でございます。

いろいろ手続的なことやルールがあるということで，その辺はお任せするしかないと思うのですが，それで最終的には任せてくださいと言われても，何となく少し心配なところが残ります。ですので，それについては，正副会長がきちんと目を通すなど，そのようなことを担保していただければという気もいたしますが，いかがでしょうか。

会 長

事務局，お願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課，高橋です。

もちろん最終的なものについては，会長，副会長にもご相談しながらということになるかと思えます。ですので，そこは法制の担当部門と相談しつつ，また会長，副会長とも相談しつつということで，皆さんからいただいたご意見をきちんと表せ

るような文章を作っていくことになります。

会 長 大坂副会長，お願いします。

副 会 長 条文というのは，解釈でいろいろなりますよね。なので，今は中間素案ですが，このあり方というのは，こういうことがここに表れてますよというのを示しているものであり，やはりここがすごく重要だと思っています。我々施策推進協議会はみんなでこのようなことで決めましたと，こういう形で議論をして，そういうものを盛り込んでもらうようお願いをしたということ，そして，それに基づいてできる条例があるということ。ということで，しっかりとここで盛り込むべきことはお願いをする，まずはみんなで確認をしていくということがとても重要なことだと思います。

そして，今は中間素案ですが，この案が残るわけですから，それと条例を対比してみんなで見えていく，それからこれをみんなにわかってもらうという，これからの運動が重要なところで，これについてはこの 1 年以上話してきたものですから，まずここをしっかりとみんなで確認をして，進めていくということが重要ではないかと思っております。その上で作っていただくわけですから，ここからはみ出たり飛ばしたりとかということは現実的にはあり得ない。どうしても技術的にできないものというのはあるのかもしれませんが，それについても後で条例ができたときに説明があると思しますので，まずはこのあり方の報告書をしっかりと作っていくことがとても重要だと思います。

会 長 ありがとうございます。

大坂副会長からは，ここで皆さんとともに議論した内容をしっかりと取り組むということでした。また，事務局からは，条文の文言等については，法制の担当部門と相談しながらということによろしかったでしょうか。

事 務 局 部署としては文書法制課というところが担当になるのですが，そこと協議を進めていくことになります。

会 長 文言については，条例の文言ということで文書法制課と検討していくということですが，皆さんとお話し合った大事なポイントはしっかり押さえるということ，大坂副会長も私も含めて事務局としっかり取り組んでいきたいと思えます。

そして，そのためにもこの中で大事なことをしっかりと明確にしておく必要があるんだという確認もございました。

さて，今までのことで，まずは市川委員，そのようなことでよろしいでしょうか。——はい，ありがとうございます。

また，この 30 ページと 31 ページまでのところで，そのほかご意見はございます

でしょうか。はい、赤間委員，お願いします。

赤間（宏） 教育委員会，赤間でございます。

委 員 市川委員のペーパーの中で，裏面の真ん中辺に，教育を行う場合に関して，就学を免除する云々ということについて加えてはどうかというご意見があります。それについて私の立場でお話を申し上げたいと思います。

以前は，障害が重い場合，親が子供を就学させる義務を負っているわけですが，その義務を猶予または免除しますということで，学校に行かせなくてもいいというような考え方がありました。しかし，それが時代とともに，どんなに障害が重くても，基本的には教育を受ける権利があるんだということで，今は現実的には猶予や免除の方はほとんどいないという状況です。さらに，以前は教育委員会が免除します，猶予しますと言っていたのですが，今は保護者の申し出によりというようになっています。申し出がなければ，教育委員会の方から免除，猶予するということはあり得ない。免除の申し出があっても，いや，おたくのお子さんは大丈夫だと思いますよということで，むしろ就学することをお勧めするというのが今の流れになっております。しかし，最近の傾向としては，1年猶予してもらえばみんなと同じスタートラインに立って入学できるので，1年間猶予してほしいという方が少しずつ出てきているようです。必ず保護者の申し出によるということをご理解いただければと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

今の教育の実際のところということで，赤間委員からお話がありました。ありがとうございます。

そのほか，いかがでしょうか。はい，諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 諸橋です。

31 ページ 6 の障害者の雇用のケースのところに少し付け加えてほしいものがあります。これまでお話ししてきた中でも，なかなか職場で理解を得られないといったことや，適切な相談対応がされていないといったこと，あるいは法人に差別的な扱いを受けたなどというお話がありました。今現在，雇用促進法など，いろいろな施策がされていて，その中でも，例えば5人以上雇用した場合には，義務化されているものではなかったと思いますが，生活相談員さんをちゃんと配置しなさいよといったような，奨励事項のようなものがありますよね。この条例においても，相談体制のところでは，そのように働き続けることを支える体制を積極的に作っていきましようというような文面が入ると，とてもいいかと思います。

会 長 ありがとうございます。

諸橋委員からは，相談というのは大事だということでしたが，はい，事務局お願

いします。

事務局  
(高橋課長) 今、諸橋委員がおっしゃってくださったことは、基本的な施策の中の 31 ページ 8 の一番下、就労支援の充実及び雇用の場の拡大というところを書いてあることとは違うのでしょうか。それとも、雇用する企業や事業者が、そのようなことをしなくてはいけないというようなことを、6 のところに入れるというご意見でしたでしょうか。

会長 諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 諸橋です。同じような趣旨になるのかもしれないのですが、この募集や採用、賃金、労働時間、配置云々と同じ並びの中に入ることによって、すごく生きてくるのかなと思います。一般的に相談や支援をしましょうということではなく、やはり雇用する側の、義務とまでは言わないにしても、1 つの姿勢として示してもらいたいのではないかと思います。

会長 諸橋委員のご意見を踏まえて、いかがでしょうか。  
はい、諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 すぐに答えていただくというものではなくて、検討していただければいいかなと思います。先ほど大坂副会長がおっしゃったことと同じではあるのですが、条文として出した場合に、それがどのように反映されるのかということが私たちにも見えてこない、なかなか詰まった論議にはならないのではないかなという感じがいたします。要望というか、気持ちとしてはあるのですが漠然としてしまうので、前回も言ったような気がするのですが、むしろ積極的になるべく早く条例の案というものをいただいて、詰めた議論をさせてもらったほうが非常にいいのかなと思います。

会長 ありがとうございます。  
事務局，お願いします。

事務局  
(高橋課長) 諸橋委員がおっしゃったことの趣旨は理解できたのですが、6 番のところは不当な差別的取扱いの禁止について定めるところであって、諸橋委員がおっしゃったことは事業者が取り組むべきことについてだと思しますので、ここの項目になじむのかどうかということで、検討の必要があるのかなと思っております。

次の項目の合理的配慮のところも違いますし、6 番はやはり不当な差別的取扱いの禁止のところなので、ここの項目に入れるのはどうなのかなと、今は少し思っておりますが、諸橋委員からのご意見はわかりました。

会 長 ありがとうございます。

諸橋委員のご指摘からですが、1つは、この条例ができて、それをまた周知するための文章の中に、今の趣旨が十分に伝わるようにということも、大事なことですよね。雇用促進法のガイドラインのときには、全ての障害についてのガイドラインを作ったのですが、相談できる体制を作るということ自身が一番の合理的配慮だということをやっていますので、それがしっかり伝わるようにということですよ。はい。よろしいでしょうか。

そのほか、よろしいでしょうか。はい、桔梗委員、お願いいたします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤ、桔梗です。

質問ですが、前回、話し途中で、延期になってしまったので、29 ページに戻ってもいいでしょうか。

会 長 はい。では簡潔にお願いします。

桔梗委員 前回、ここのところで最後に意見を1つしたのですが、時間切れで次回にということで、まとめ切らなかったのが、29 ページ、5 番の市、事業者、市民の責務や役割というところについて意見させていただきます。

前回、私からここのところについて意見させていただいたこととして、市、事業者、市民の責務や役割について、それぞれにおける三者の関係性がわかるような表現にしたほうがいいのではないかと提案をさせていただいたのですが、そのことの詳細について、また意見を述べさせていただきます。

ここで言われているのが責務という非常に厳しい内容になっているので、あえてここが非常にいろいろなことを、その次の追従していく文に関しては組織体も含め、大切だなと私は考えています。そこで、一番上の丸のところは市の役割について書いてあり、ここに、市の役割としては「施策を計画的に実施すること。」とあるのですが、今まで協議をしていた中で私が感じていることとして、これはおそらく施策を計画的に実施することだけが市の役割ではなく、この施策を計画することではなくて、実施することも言葉として書き込むべきだと感じています。また、それに合わせて、施策の計画的実施についての指導監督まで入れるべきではないかと感じています。なぜならば、仙台市の条例を作ったときに、その条例に対する監督所管というところがほかであれば別ですが、またそのような所管がもしあれば教えていただきたいのですが、この条例に対する監督をする所管がないとするならば、おそらくそれを担うのは市や市の下部組織ということになると思うので、広義的解釈をしても、市のところの責務と役割ということであれば、ここはぜひ、その計画があるとすれば実施、そしてそれについての指導監督という言葉も入れるのはいかがかと感じています。

それで、2 番目の丸に、事業者についての役割と責務が書かれてあり、「事業者が

基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解が図られるよう、建設的な対話を行いながら」とあるのですが、ここは「情報共有を行いながら」という言葉がふさわしいのではないかと個人的には思います。

3 番目の市民についての役割と責務のところに関しても、その上の市と事業者のところを受けて考えると、代案は今は思いつかないのですが、少し言葉足らずのように感じます。市と事業者、市民という 3 者の責務と役割については非常に大事なところだと思うので、もう少し検討を深めたいと感じています。いかがでしょうか。

会 長 桔梗委員のただいまのご意見に関しまして、この文章については、前回いろいろな指摘がありました。また検討の続きであったということもあり、まだ直っていないんですね。ただいまの桔梗委員のご意見に関して、大事なポイントなども踏まえて、事務局として今もし発言できることがあれば、お願いします。または、それが大事なことであれば、後からしっかりと踏まえて案にしてほしいということですね。

はい、事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 障害企画課、高橋です。  
施策を計画的に実施するというのは、まさに、施策を実施することなので。ですので、桔梗委員がおっしゃっていることがそのまま書いてあるということです。

また、事業者のところ、「建設的な対話を行いながら」と入れるよりも、「情報共有」のほうがいいのではないかとのご意見についてですが、ここは、国の基本指針等で、事業者と障害のある人の間で建設的な対話を行うとあり、ただ対立だけするのではなく、建設的な対話を行いながら合理的な配慮について検討したらいいという、つまり歩み寄りながらということが、この言葉を使って書いておりましたので、これを用いたところでございます。ですので、ここについては、「情報共有」のほうがいいのかどうかなど、ほかの委員の皆様にもご意見をいただきたいところでございます。

会 長 ありがとうございます。

今、事務局から、ほかの委員にもご意見をいただきたいということでありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。今、目黒委員から手があがりましたが、その前に桔梗委員よりもう一つということですので、では、お願いします。

桔梗委員 大変申し訳ございません、桔梗です。

もう一つ意見を漏らしてしまったところがあります。一番上の市の責務と役割のところについて、「施策を計画的に実施すること。」で終わっていますが、「市民、

事業者に対する情報の周知，広報に努めること」という一文を入れていただきたいと考えます。すみません，以上です。

会 長            ありがとうございます。  
                      では，目黒委員，お願いします。

目黒委員        市，事業者，市民の責務や役割というところについてですが，一番先に市についてのことが書かれているのは，市の責任が一番重いからだと思うのですが，順に読んでいくと，市民は市が頑張っているのだから協力しなさいよと言われているような印象を受けるといえるか，市民のための条例なのであれば，市民についてのことを一番上に書いてあったほうが良いような気がします。その上で，責任が重いんだよという市のことは一番下に書いてあってもいいのではないかと思います。

会 長            ありがとうございます。  
                      まず，桔梗委員のご意見に関しましては，次回の中間案のところでもまた，今のことを踏まえてということもあるかと思えます。  
                      また，目黒委員から今いただいた順番に関するご意見については，今の議論の流れの関連で市川委員より手が上がっておりますので，少々お待ちください。  
                      はい，それではまず市川委員，お願いします。

市川委員        共生福祉会の市川でございます。  
                      桔梗委員がおっしゃられた建設的な対話のところについてです。実は私もこの言葉がすごく引っかかってはいたのですが，前回，これは国の指針の中でもう既に常とう句として使われているものだから云々といった話がありましたので，確認したところ，やはり「建設的な対話」と書いてあるんですね。これについては，変な言い方ですが，そういう既成の事実というか，変えられない文言になっているのかなと思ひ，私もあえて意見は言わなかったのですが，確かにこれには違和感を感じます。建設的な対話で，課長がおっしゃるような歩み寄りができるのであればいいのですが，それがやはりどこかで途切れたりだとか，こじれたりといったことが起こりえる場合も想像すると，建設的な対話だけで済むのかなという感じがいたします。ですので，桔梗委員が言うような，仙台市は仙台市で，少し言いかえるなど，何かしてもよろしいのではないかなというのが私の意見です。

会 長            ありがとうございます。  
                      事務局，はい，お願いします。

事 務 局        今ご意見をいただいたところについては，必ずしもこうしなくてはいけないという特段の理由があるわけではないので，皆様のご意見を伺い，反映するような形で

修正したいと思います。

それから、先ほど目黒委員がおっしゃられた、市民のことについての記載を上にしたほうがいいのかというご意見については、改めて何か、考え直したらこうというご意見をいただくのはいいことかとは思いますが、これについては前の協議会でもお話し合いをした際に、市の役割というのはすごく重いものであり、条例の中できちっと押さえておく必要があるものだから、やはり市についてのことが上に書いてあるべきだという話し合いの経過があって、この順番に並べておったわけです。

会 長        まずは、先ほどの桔梗委員、市川委員のご意見を踏まえて、この文言にこだわる必要はないんだということでしたが、今すぐに皆さんからご意見、決定的なものをいただければ一番よろしいとは思いますが、なければ、また改めてご意見をいただきながら、中間案のときに検討してもよろしいのでしょうか。今のことを踏まえて、中間案を議題にするときにまたここで修正するということです。今日は9まで一通り行かないとその次の中間案まで行けないので、よろしいでしょうか。すみません。

それから、目黒委員からの、市についてのことが一番最初に書かれていていいのか、市民についてのことのほうが先に書いてあるべきではないかというご意見については、皆さん、いかがでしょうか。はい、中村祥子委員お願いします。

中村（祥）委 員        私は、市の責務というのが一番まず先頭を切ってあるべきだと思いますので、これでいいのかなと思います。

会 長        はい。お二人の意見が出ましたが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員        精神障害（家族会）みどり会の黒瀧です。

今の意見についてですが、私は目黒委員の意見のほうに賛成です。なぜかと言いますと、一般市民のことを考えての条例作りというように私は解釈をしており、国や県、市といった行政の立場ではなく、一般市民がよりよいまちに、要するに差別のないまちにしたいというのが趣旨だと思いますので、それを和らげるというのはどうかと思います。個人的な意見ですが、お願いします。

会 長        黒瀧委員、ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。また、これについても中間案のときにまた議論するというので進めるというのも1つかと思いますが、よろしいでしょうか。文言についてのご意見を反映した文章を作ったとき、中間案のときにまた議論するというのでよろしいでしょうか。——そのようなことでよろしいですか、目黒委員。はい。

また、中村祥子委員，ありがとうございました。

では桔梗委員，この 5 につきましては，中間案のときにまた議論するということで進ませていただきます。

さて，6 の不当な差別的取扱いの禁止等についてのご意見はいかがでしょうか。はい，白江委員，お願いします。

白江委員 白江です。

先ほど市川委員がおっしゃっていましたが，他の者との差別化はよくないというようなことは，これはガイドラインにもあると思うので，ぜひ入れていただきたいと思います。同時に，いわゆる積極的な介入措置についてですが，これは差別ではないということもありますので，どのように入れればいいのかということについてはなかなか難しいのですが，法律にも書かれてない部分なので，むしろ条例で書かれるといいのかなと感じました。

会 長 障害がある人が有利になるような取扱いということは大事ですよということですよ。以上のようなご意見をいただきましたが，事務局で中間案のときに今のご指摘も踏まえて文言を出していただくということでよろしいでしょうか。白江委員，よろしいでしょうか。ではまたそのとき議論いたしましょう。

それでは皆様，不当な差別的取扱いの禁止等というところでの議論はよろしいでしょうか。——はい。ありがとうございます。

では次に，7 合理的配慮の提供についてです。このことについて，委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。はい，市川委員，お願いします。

市川委員 少し話が戻りそうなのですが，この 2 つ目の「負担が過重でないときは」という言い方について，合理的配慮のところには必ずこれが出てきますよね。ところが，ではそれは誰がどのように判断するのかということが，何となくわかりづらい。ただ，事務局からいろいろと関係する法律の資料を送っていただいた中に，負担が過重でない場合の評価方法といいますが，考え方というのが示されているものがありました。私としては，28 ページの 3 定義のところ，なかなか解釈が難しいような言葉については少し解説しているので，このところに，負担が過重でない場合という判断はこのようにするんだということを，やはり少し具体的に書いておいていただきたいと思います。そうすると，皆さん，もう少し理解が進むのではないかなという気がいたしましたので，意見として申し上げます。以上です。

会 長 ありがとうございます。

この 28 ページの 3 定義のところ，合理的配慮における「負担が過重でない場合」ということの理解が進むように，もっときちんと記すべきではないかというご

意見でよろしいでしょうか。——はい。

今の市川委員からのご指摘について、意見ということで、事務局、よろしいでしょうか。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課の高橋です。

これについては、何というか、ガイドライン的なものに盛り込むことはできるかと思うのですが、条例に書き込む場合はどうなのかなという懸念というか、これは今、私が見て感じたことではあるのですが、条例のレベルで入れてしまうと、じゃあ事業の規模は何というように、いろいろなところで定義が難しくなってきたりするのではないかと少し思っています。ただ、そのようなご意見があったということについては承りました。

会長

では、ご意見いただいたことを踏まえて検討するということと、今のお話だと、ガイドライン的なものもまた作っていくということですよ。はい、ありがとうございます。

今、畑中委員から手が挙がりました。畑中委員、お願いします。

畑中委員

畑中です。

5番のところにもある文言なのですが、「努めなければならない」という弱い言い方ではなく、「合理的配慮をしなければならない」といった言い方ではいけないのでしょうか。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長)

ここについても前の協議会の中で議論をいただいたところですが、事業者に対して、義務というところまで求めるのは非常に厳しいのではないかとということで、ここについては努力義務でいいでしょうというような話し合いになっていたかと思えます。

会長

ありがとうございます。

ただし、障害がある方が働いている事業所など雇用の場においては、合理的配慮しなければならないということですよ。それがここにはないので、畑中委員の今のご意見につながったと思います。そのところがわかりやすくなるようにまた検討してください。

ご指摘のように、働く場ではしなければならないということです。畑中委員、よろしいでしょうか。はい。畑中委員、お願いします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

畑中委員 働く場といますか、この障害者差別を解消するに当たっては、やはり「しなければならない」と書かなければ、しようとする事業者も現れないと思います。「過重でないときは、しなければならない」でいいのではないのでしょうか。以上です。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長) 障害企画課の高橋でございます。  
ここについては、事業者の委員の方からご意見をいただければと思います。以前の協議会の場でも、もしもこここのところが義務となった場合、仮にその負担が過重でないときというような条件が付いたとしても、かなり厳しい内容だというようなご意見があったと覚えております。今の畑中委員の意見に対して、委員の中でもご意見をいただければと思います。

会 長 はい。それでは高山委員、お願いします。

高山委員 経営者協会の高山と申します。  
今の議論について、事業者は「負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」ではなく、畑中委員からは「配慮しなくてはならない」とするべきではないかというご意見とお伺いしました。これは、負担が過重かどうか、その措置ができるかどうかについて、合理的な配慮ができない場合、事業者には説明する責任がありますので、畑中委員のような書きぶりでもよろしいのではないかと思います。

ただ、事務局、高橋課長のほうから再三ありますように、私もこの辺は途中から委員に就任しており、前任者が議論に加わっていたということで、当時の議論の経緯については知る範囲ではございません。私も今、畑中委員のご意見を伺い、負担が過重である場合には、合理的な配慮ができないことを説明するという、一応その枠組みの中であれば、畑中委員がご指摘された書きぶりでも問題はないのかと思います。

しかし、くどいようですが、前の議論というものを私は承知しておりませんので、一応それを言い添えたいと思います。以上です。

会 長 高山委員、ありがとうございました。

では、赤間委員、お願いします。

赤間（宏）委員 教育委員会の赤間です。  
今のお話で、法律で規定している以上の縛りを条例でかけることができるのかどうかということを知りたいです。その仕組みはどのようになっているのでしょうか。

憲法を超えたような条例ではないとは思いますが。以上です。

会 長 事務局，お願いします。

事務局  
(高橋課長) 考え方として，住民の福祉に資するというのであれば，法律の規定に上乘せということもあり得ると思います。

ただしそうなると，差別解消法に書いてある以上のことにはなりませんので，事業者さんに対して丁寧に説明していかないと，なかなかご理解を得られないのかなと感じております。

会 長 ありがとうございます。  
高山委員，お願いいたします。

高山委員 私も法律と条例の関係については少し不勉強なものでしたので，知りたいと思っておりました。ただ，市民の利益に資することであれば上乘せが可能だということで，法は満たしていることでも条例違反ということで罰せられるとなると，正直，事業者の立場からすると腑に落ちないといえますか，果たしてそれはどうかと思うところがございます。事業者としても前向きには捉えるつもりでおりますが，法律を満たしていても条例違反に当たるケースがあるということになると，事業者からすれば，非常に前向きに取り組もうとしていても，ハードルが少し上がってしまい，かえってモチベーションが下がるようなことも場合によってはあり得るのではないかと思います。以上です。

会 長 高山委員，ありがとうございました。  
中村祥子委員，お願いします。

中村（祥）委員 事業者というものについて，一般の企業と，それから福祉的事業者も含まれるというところで，この前，質問していたことがあったと思います。そのときに，分け難いということがあるので，一応その法律に則った上で，最低条件でまとめたかどうかという大多数の意見があり，おそらくこのようになったのだと思いますが，条例というのは地域の特性を活かして決めているものだと思うので，先ほど課長が言われたように，盛り込む・盛り込まないは検討してもいいのだと思います。しかし，そのところで，どんだんみんな話し合いをしてきてレベルが上がってきたのですが，最初は最低条件で導入をして，それから徐々にということ，このようなまとめになっていたかと思います。そのことを踏まえると，福祉的な事業をしている事業者が合理的配慮に努めなければならないとするのがいいかどうかということですが，少しわからなくなったので質問しました。

会 長 ありがとうございます。  
事業者の幅というか、国が言う事業者は非営利の事業も含めてということ saying  
ているところであります。  
また、幾つかのご意見が出ました。これを踏まえて、事務局、いかがでしょうか。

事 務 局 障害企画課の高橋です。  
(高橋課長) 皆さんどうなのでしょう。先ほど中村祥子委員がおっしゃったように、これま  
での話し合いの中では、最初から事業者さんにとってハードルが高いな、何か近づ  
きにくいなと感じるようなものにするのではなく、法と同じようなところからスタ  
ートしましょうということでもとまっていたのではないかと思います。ただ、特に  
その障害当事者の皆さんとしては、そんなことを言っても、やはりしっかりやって  
ほしいという思いが強いということもとてもわかります。しかし、相手がどのよ  
うに思うのかということも考えながらやらないと、なかなか浸透というのが難しく  
なってしまうのではないかと、事務局としては少し感じているところがございます。

会 長 千葉委員、お願いいたします。

千 葉 委 員 膠原病友の会の千葉と申します。  
私も健全なときには一番町で店をやっていたものですから、いろいろとこの問題  
には関心があります。今度、仙台市で地下鉄東西線がが出来ますよね。そのときに、  
杉山委員が計画段階で駅の構造やバリアフリーに対する意見を述べられたのを、  
ニュースで私も見ていたのですが、新しいものはそのようにバリアフリーなどで非  
常に合理的配慮ということができていく。そうすると、おそらく一般市民の方たち  
は、それが自分たちにとって住みやすいまちの基準点なんだということがわかって  
くると思うのです。高山委員の場合はある程度の企業規模の段階だと思うのですが、  
やはり町にある商売などをなさっている方というのは、おそらくは従業員が 50 人以  
下の中小企業というところが大部分だと思うのです。その方たちが障害者の方たち  
と一緒に歩むとなると、建築基準法で随分カバーされていたようなこと、建設省の  
指針で底面積に対してのある程度のスペースがあればいいよとなっていたような、  
例えば容積率や底面積に対する高さなどについて、障害者の方たちに対するバリア  
フリーが完全になされるかということ、実際には、エレベーターで言えば、1 人乗り  
か 2 人乗りのエレベーターで車椅子も乗せられないような状態になっているという  
ビルが、今建っているというのがやはり事実なのです。しかし、やはりそのような  
新しいまちづくりをしていく中で、また 2020 年にはパラリンピックも開催される  
ということに対しての理解度というのが今、非常に盛り上がっている中で、条  
例の中にあまり縛りつけをするということは、少し違うのかと思います。それより  
も、その間にいいものを見せるということ。先ほどご紹介いただいた川村委員から  
のご意見にもあったように、まずはやはり一度そういうものの土台を作って、それ

から不備な点は改善をしていくということが、道筋としていいのではないかと思います。以上です。

会 長 千葉委員，ありがとうございます。  
佐々木委員，お願いします。

佐 々 木 七夕の佐々木です。

委 員 千葉委員の意見に私はとっても賛成です。私が最初からずっとしつこくお話をしていることとして，やはり障害当事者や家族と，一般市民，企業さんといったところに溝を作るようなものになってはいけないと思うのです。先ほど橋浦委員もおっしゃっていたように，せっかく障害持っている方は，この条例ができることによって自分たちが生活しやすくなるのかな，住みやすくなるのかなということを，すごく期待していたんだなということをしみじみ感じました。だとしたら，なおさら溝を作るような条例であってはいけないのではないかと本当に思うのです。例えば，七夕の当事者の中には，いずれ自分も何かを経営したい，商売をしたいと思っていられる方もいて，ということは，いずれ自分が事業者になるかもしれない，障害を持ちながらも経営をするかもしれないとなったとき，そちらの立場に立ったときに，とても厳しい縛りがあったら，それが果たして七夕のメンバーにできるかなと，逆の立場に立ったらどうなんだろうと思って聞いていました。

この目指すべき社会像というところに，私が書いた「解り合い，労り合える社会」というものを入れていただいているのですが，まさにそのとおりのことで，お互いが解り合って，やはり歩み寄っていかなければならないということが大切かと思えます。私たち当事者や家族は，最初からまるで事業者を敵のように思っていたり，行政は駄目だと最初から決めつけたりするのではなく，そこを何とか改善していく余地がある相手として信頼しない限り，私たちのこともわかってもらえないのではないかととても思うので，やはりお互いが歩み寄って解り合えるような条例を作っていくためには，最初から余にも厳しい文言であったり厳しい言葉で伝えていくというのは，私はどうかと思えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。

何人かの方からご意見をいただきました。まずは，最初は多くの方々に理解していただきながら，条例自身もまたそのときに応じてもっともっとうっかりしていきましようというような意見が多かったように思います。そういうことで，まずは中間案のときにまた議論はあるということで進めてよろしいでしょうか。畑中委員，いかがでしょうか。

畑 中 委 員 畑中です。

確かに溝を作ってはいけないと思うので，はい。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
ということで、7番の合理的配慮の提供についてはよろしいでしょうか。  
では、8に進めさせていただきます。  
8番、基本的な施策ということで、ここに丸が5つ記載してあります。このことについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。  
基本理念を実現するための大事なポイントとして、基本的な施策を次のとおり定めるということで、啓発活動の推進、交流の推進、就労支援の充実及び雇用の場の拡大、コミュニケーション支援の充実、政策形成過程への参画の推進とあります。はい、赤間委員、お願いいたします。

赤間（宏） 教育委員会の赤間です。  
委 員 私は基本的にこの文言でいいと思います。特に最初の文言の啓発活動については、黒瀧委員からあった、理解を促すことをやはりもっとやったほうがいいのではないかとのご意見に合致しているかと思います。  
また、政策形成過程への参画については、先ほどの地下鉄の話が出ましたが、やはり当事者の人たちが政策形成過程に参画するんだということを前面に出すということがとても大事かと思います。やった後にどうですかと聞くのではなく、やる過程の中で意見を言ってもらおうというのはとても大事な視点だと思いますので、もっとあるのかもしれないですが、ぱっと眺めた限りでは、まずこの5点はとてもいいのではないかと思うので、賛成です。以上です。

会 長 とても大事な5つの視点がここに盛り込まれているということで、赤間委員からご意見をいただきました。  
委員の皆様、いかがでしょうか。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。  
この8番の基本的な施策についての最初の3つ、啓発活動や交流、就労支援のことは、今でも仙台市はやっていることだと思うのですが、32ページのコミュニケーションや政策形成過程への参画というところで、これも既にやっていることかもしれませんが、特にコミュニケーション支援は、この協議会や、また今では市議会では事前に申し込みがあれば手話通訳さんがつくなど、そういうことを新しくやっているの、そのようなことをもっと推進できるような条文ができたらいいいと思っています。以上です。

会 長 杉山委員、ありがとうございます。  
コミュニケーション支援の充実ということをここでしっかりうたって、しっかり取り組む必要があるということですよ。はい。あとは、政策形成過程への障害者

の参画の推進ということで、これもとても大事なことだということですね。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。はい、早坂委員、お願いいたします。

早坂委員 盲ろう児者友の会の早坂です。

「コミュニケーション」という言葉が出てきたのですが、コミュニケーションではなく、「意思疎通」や「情報コミュニケーション」という言葉にしてはいかがでしょうか。コミュニケーションというと、話をするとか話を聞くといったことに限られたものになるような気がいたします。これは聴覚障害者など聞こえない方のことだけではなく、見えない方に対して、文章や物が見えないからその情報を提供するといったことや、知的障害者などに対してわかりやすく伝えるといったことなども含まれているのではないかと思います。しかし、「コミュニケーション」だけを書き続けると、聞こえないということに対してだけ言っているように見えてしまうので、「情報コミュニケーション」又は「意思疎通」といった形で書いてはどうかと思います。以上です。

会長 早坂委員、ありがとうございます。

「情報コミュニケーション」又は「意思疎通」とすることで、内容がもっと明確になるのではないかというご意見でした。

では、委員の皆様から出たご意見を含めて、事務局、お願いいたします。

事務局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長)

杉山委員からは、コミュニケーション支援のところをもっときちっと進められるような条文についてというご意見。それから、早坂委員からは、そのコミュニケーションではなく、情報コミュニケーションや意思疎通など、わかりやすい、内容をもっと的確に表す言葉があるのではないかというご意見であったと思います。そこは、そのように反映したいと思います。

会長 ありがとうございます。

委員の皆様からご意見をいただいて、8 基本的な施策についてを検討してきました。

では、ファクシミリ等、後からご意見をいただくという方法もあるということで、9 差別に関する相談等に移ってもよろしいでしょうか。——はい、ありがとうございます。

では、9 差別に関する相談等ということに関しまして、32 ページでございます。委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まずは、ここに書いてあること、それから、もっと大事なことがあるのであれば、

そのことをご指摘いただけると、とてもありがたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。杉山委員、お願いします。

杉山委員　　この 9 番の部分については、条例の会での意見を意見書という形で出しています。この中間素案の書きぶりではなかなか具体的なイメージがつかないので、もっと踏み込んだ、相談者に対してのあり方というか、構築の仕方ということで書けないのかなという意見が条例の会では出ました。あるいは、紛争解決の仕組みということで、その協議会などを設置した場合の委員構成についてなど、そのようなことについて条例の会の意見を出しましたが、そのことについてお聞きしたいです。

会　　長　　杉山委員、ありがとうございます。

また、あと何人かの委員の皆様からご意見があればいただいて、そして事務局から今の考えについて説明いただきたいと思います。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、まず杉山委員から、この相談についてはもっと踏み込んで具体的に書くことが必要ではないかというご意見がありました。そのことについて、事務局から、この整理の中でどのように考えたらいいのか、また、まず条例を作りますが、周知するためのガイドライン的なこととの関係も含めて、説明をお願いします。

事 務 局　　まず、相談については市がきちんと受けますということを条例の中で位置づける  
(高橋課長)　　ことが大事ということで、このように書いています。

それから、調整機関のところについても、作り方によるのですが、具体的な委員構成や人数などについて定めているようなものもあるのですが、ここについては、もう少し私たち自身が研究したいというところもあり、差別に関する相談自体どのような形で受けていくのがベストなのかというところについて、これからいろいろな事例を積み重ねながら考えていかなければいけないと思っている段階にあります。最初からここに書き込んでしまうと、これから適切な対応を検討していく上で、なかなか自由度がなくなると言う適切な表現ではないかもしれませんが、それこそ身動きがとれないようなことにもなりえるので、まずは一番大事なこととして、市がきちっと責任を持って受けます、それから相談で解決が図れない場合の調整する機関を置きますという、その骨格になるところをまずは定めて、具体的にどのようにしたらいいかというところについては、具体的な事例に当たりながら作り上げていくということになるかと考えています。

会　　長　　杉山委員、いかがでしょうか。

杉山委員　　条例の会の杉山です。

簡単な話、条例が来年 4 月から施行されるときに相談ができないようなことでは

基本的には困るのです。先ほどから委員の皆さんから理念が大事だと、理念どおりだという話があり、確かに理念も大事なことであると思います。理念での解決としては、実際に相談を受けて、相談者が差別されたことから救われることでなければ、この条例の半分の意味はなくなってしまうと思います。このことを考えると、相談機関や相談体制、救援機関というのが必要であり、しっかりとした仕組みがないと、条例の半分の意味が失われてしまうと思いますので、まじめにというか、真摯に検討してほしいと思います。以上です。

会 長 杉山委員，ありがとうございます。

紛争解決のための調整機関の設置というのはとても大事なことであるから、しっかりと検討すべきだというご意見でした。ありがとうございます。

千葉委員，お願いいたします。

千葉委員 膠原病患者の会の千葉でございます。

おそらくこの 9 差別に関する相談等というのは、とにかく入り口は敷居を低くして、そしてその中での振り分けと言ったらおかしいですが、相談者の皆様が均一な状態で相談を受けることができるということが一番大切なことだと思います。そのために考えられるものとして、今、介護保険のチェックリストでは相当な項目でチェックがなされており、これと同じものというわけではないですが、ガイドラインもしくは運用としてのハンドブック、それに対するチェックリストなどを作るといったことがあげられると思います。一番問題になってくることとして、おそらく差別というのは、はっきり差別だとわかるものは比較的解決しやすいと思うのですが、グレーゾーンの処理がやはり一番難しいと思うのです。ですので、理念としては現状でここに書いてある方向でいいと思うのですが、施策の運用方法に関しては、その辺のレベルのものをどのように対応するのかということについて、皆様でまたひとつ協議を設けるといいのではないかと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

まずは、しっかり運用できるようにしましょうということで、これは杉山委員の意見と通ずるものでもあります。ですので、今、千葉委員のお話では、この条例だけではなく、これをしっかり運用するための仕組みをきちんと作るということですよ。

その辺について、事務局から、今のご意見などを踏まえて何かありますでしょうか。お願いします。

事務局 障害企画課，高橋です。

(高橋課長) このところについては、白黒つけるとかそういうことより、相談をされている方が地域で暮らし続けるための相談のあり方ということで、ココロン・カフェなどに

おいても、身近なところできちんと受けとめてほしいという意見が何回も出てきていたかと思います。これについては、この協議会の中での意見でもあり、また、大坂副会長からそこを大事にしないといけないよねというお話がありました。地域の中で暮らしていくために解決すべきことを、あらゆる障害のある人の相談を受けている人たちはやはり認識しなくてはいけないので、もちろんそのための研修を企画するといったことや、自立支援協議会を初めとする関係機関の中で、そのことについて真剣に話し合うということが、とても大事なことだと考えています。

会 長 ありがとうございます。

この条例を施行するために大事な規則等、中身の具体的なことについては、また作るということでもありますよね。千葉委員のお話はそのようなことについてでもあったと思いますので、この辺についても説明をお願いします。

事 務 局 障害企画課，高橋です。

(高橋課長)

規則という形で定めるかどうかについてはわかりません。どのレベルのもので定めるのかということについては検討が必要なことと思いますが、このように相談を受けていきたいと思いますという共通認識を持てるための研修であるなど、そのようなことについて取り組む必要があると考えております。

会 長 ありがとうございます。

条例がしっかり浸透するための取り組みをどうするのか。条例を作るだけではないというのが委員の皆様からのご意見だと思います。それをしっかり運用していくということが大事であり、そのために必要な仕組みについても考えるべきではないかというご意見だと思いますので、その辺のところも併せて、事務局とともに皆さんと考えていくべきだと思いました。ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか、はい、白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。

9 差別に関する相談等の 5 つ目の丸に書いてある「あっせん」という言葉が少し引っかけります。例えばここは「支援」や「申立てを支援する」というような文言を入れていただくということではできないのでしょうか。

会 長 申し立てをする方への支援ということでしょうか。

白江委員 はい。

会 長 はい。本人の意思をきちんと把握した上での支援ということですよ。ありがとうございます。とても大事なことであります。その検討も必要なのではないかと

うことでございます。

はい、赤間委員，お願いします。

赤間（宏） 教育委員会，赤間です。  
委 員 今の意見について，少しわからなかったので確認です。調整機関では公平性が担保されるものと考えますが，ただ今のご意見は，申し立てをする人の支援をするということでしょうか。

白江委員 そうです。

赤間（宏） ただ，そうしたときに，公平性はどのように担保されるのかなと思いました。申立人と一緒になって相手の人に言うのが調整機関なのか。私の中ではその辺について少し混乱しています。以上です。

会 長 赤間委員，ありがとうございます。  
申立てした人を調整機関の中で支援するのが，そもそもの申立てがしやすくなるような支援をするのかということでもありますよね。白江委員，いかがでしょうか。

白江委員 申立てをする場合に，やはり何らかの支援が必要な方はたくさんいらっしゃるの  
で，そのための支援を行うということです。その辺の支援については，全く公平な  
立場でやってしまうと，ただ単に話を聞いて，それで終わってしまうので，状況に  
応じて申立人の支援を行うというものもあってしかるべきだと思います。そうすると，  
この機関の性格も少し変わってくるのかとは思いますが，私はそのようなことが  
必要ではないかと考えます。

会 長 では，諸橋委員，今の関連でのご意見ですよね。それから事務局に行きます。お  
願います。

諸橋委員 諸橋です。  
支援というか，あるいは申立てをする人の権利を保障するというような言い方の  
ほうがいいかと思いました。例えばあっせん機関に行って発言をする権利を持つこ  
とや，あるいは調査に対して積極的にご本人が関わりを持つことなど，そのような  
保障をあっせん機関はしますよと。その上で解決するための努力をしますというこ  
とを少し入れたほうがいいと思いました。

会 長 諸橋委員，ありがとうございます。  
事務局，はい。

事務局  
(高橋課長) 障害企画課，高橋です。  
申立ての支援に関しては，相談を受けた人がするものなのではないかと考えます。調整機関は，あくまでも申立てをした人とその相手方になる人の両方の言い分を聞いて，落としどころを見つけるという役割であると理解しております。調整機関としてのいろいろな配慮というのはすることになると思いますが，基本的な役割としては，調整機関はあくまで調整機関なので，中立的な立場で調整をするものだというように理解しております。いずれにしても，申立ての支援などは，その相談を受けた人が支援していくということになると考えています。

会長 ありがとうございます。  
白江委員がおっしゃったのは，申し立てをするときの支援については，調整機関の中でということでしたでしょうか。

白江委員 調整機関の中でその方を支援するということです。中立的という言葉について，私にとっては少し曖昧でわかりにくいのですが，本当の中立というのは，ただ双方からの話を「わかりました」と聞いて，それで終わりということなのか。何らかの差別を受けたりしている立場の人が調整を求めて来るわけですね。その時点で，不利な状態で相談に来られるわけですから，先ほど権利という言葉が使われており，中立ではなく，相談者の立場に立った対応をすべきと思います。そういった権利がきちっと保障されるような調整を調整機関が行っていくという意味での支援を，調整機関の中にその性格として位置づけていくということが必要なのかと思います。そのような意味で申し上げました。

会長 調整機関は，障害のある人の権利をしっかり踏まえた上で調整していくということですね。

白江委員 はい，そうです。

会長 その趣旨については，事務局も同じ認識ですよ。はい，事務局お願いします。

事務局  
(高橋課長) それについてはもう，言うまでもなくというか，障害者の権利を擁護する立場ということで，それはその通りのことと思いますが，その調整を行うに当たっては，双方の言い分を公平に聞いて，落としどころを見つけるということだと思います。  
ただ，その意見を聞くときに，うまく伝えられないといったことや，それこそ情報コミュニケーション支援が必要な方もいらっしゃるのので，そのようなものについての配慮というのは行われると思います。しかし，その調整をするということについては，やはり中立な立場になるのではないかとこのように思います。その辺のことについてうまく説明ができるのかわからないので，大坂副会長より補足いただけ

ればと思います。

会 長 では、大坂副会長、お願いします。

副 会 長 まさに今、白江委員と赤間委員、諸橋委員が話しているようなことを、この調整機関でやることになるのかと思うのです。正直、このような話をされると一般の方はわからないと思うのですが、今、ここで行われているようなことを埋めていくのが調整委員なのかと思います。杉山委員やほかの委員さんからの意見でもはっきりしていることとしては、やはり相談やあっせんという仕組みが非常に重要なので、そこはしっかり作りましょうということであり、それについては、やはり確認をしておく必要があるのかと思います。そのようなご意見をおっしゃっていたのであれば、杉山委員からも、むしろ今ここではそこをしっかりとやりましょうということ、強く言ってほしいと思って聞いていました。そういう話をここでしていいのかわからないですし、ここで急にいろいろなことを整理するというわけにはいかないですが、今こうやって話題が盛り上がるのを聞いて、いろいろなところからの代表として出てきた人たちが、理念などいろいろなことについて語り合い、そして相談と調整機関というのはやはりすごく重要だよねという意見が出て、このようなものを作り、条文もこういうふうにしてほしいという話をしているわけです。であれば、実際にできたものを動かすのは相談と調整機関のところでもあり、そこでも重要な役割を果たすわけですから、その人にはわかった上でやってほしいということ。

しかし、今おっしゃっているように、公平じゃないとおかしいのではないかと一般の人は思うし、また、もともと公平ではないのだからという意見もあるわけです。そのようなものを埋めていくための条例なので、みんなで頑張ってやっていきましょうという話をすればいいのになと思っていました。ここで何でも結論づけるのではなく、そのような中でやっていけるといいものになるのかなというように思って聞いていました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

ということで、皆さんのご意見はとても大事なところに関してのご指摘だということ踏まえて、この中間案にもしっかりと盛り込んでほしいですし、また、その条例について、条例文以外でも補完する取り組みもしっかりしましょうということです。ありがとうございます。

中村祥子委員、お願いいたします。

中村（祥） グループゆうの中村です。

委 員 ハードルを低くしたところから始めて、推進し、そしてその後に検討をしたり改正をしたりしていこうという意見があったと思うのですが、その改正ということに

関して、どこが、どのようにに言い出して、そしてどのように進めていったらいいのかということがわかりません。条例ができた後は、議会がそれを担うことになるのか、それとも市民がそのことについて発信できるのか、またそのことをここに盛り込むことができるのか、その辺のことが少しわからなかったので教えていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。

条例について、先ほどの話し合いでも出ていたように、小さく生んで大きく育てるということを進めていったときに、改正が必要という場合の、その手続はどのように進むのかということでもありますよね。議会だけ成されるものではないでしょうということもありましたが、その辺について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 健康福祉部の村上でございます。

(村上部長) 条例の改正について説明いたします。まず、そもそもの条例自体は、市長が議会へ提案をし、そして議会で議決を得て成立することとなります。これは、条例を改正する場合についても同様であり、改正条例という形で市長が提案することとなります。では、この市長の提案にあたり、誰がどのようにそれを決めることになるのかということについてですが、これについては、先ほど課長から説明申し上げたとおり、障害者保健福祉計画や障害福祉計画のモニタリングを行っていくのと同様に、この条例自体がどのように機能しているのかなどといったことを、この施策推進協議会においてモニタリングをしながら、進めていく必要があることと考えております。その中で、改正が必要になってくるのか、あるいは改正をしないまでも、いわゆる我々の施策で対応できるのかどうかといったものについて、慎重に検討し、最終的には市長が改正するかしないかを判断するようになるかと考えます。

会 長 では、市長の判断まではこの施策推進協議会が大きい役割を担うという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

中村祥子委員、いかがでしょうか。

中村（祥） グループゆうの中村です。

委 員 市長からの諮問を受けて今やっていますが、逆にこの協議会から市長へ改正提案といことを言えるのかどうかということについて、聞いたことがないので教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

## 平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

事務局  
(高橋課長) 障害者施策推進協議会は、基本的に市長からの諮問を受けて検討をする場であり、独立した機関というわけではないので、この協議会だけでこれをやろうなどということにはならないのだと思います。

しかし、計画のモニタリングをするという役割を担っており、この差別解消の条例に盛り込まれる様々な施策というのは、当然、計画に位置づけて展開されることになりますので、その中でご議論いただくようになるとと思います。

会長 ありがとうございます

よろしいでしょうか。まずはモニタリングをしっかりと行っていく役目がこちらにあるわけであり、その結果を踏まえて、もし、改正の必要があるとなれば市長さんの理解も当然あるものだと思いますよ。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

いろいろな地域で作られている差別禁止条例の中には、3年後の見直しや5年後の見直しという条文があります。そのことは、素案には書いていないですが、本文には書けるのかどうかということがまず気になります。また、モニタリングという話が今あり、その意味は毎年か2年に1回かはわかりませんが、ちゃんとこの差別禁止条例が使われているかどうかということ、この協議会で調査して話し合うということで、その話し合いの中で、問題があるから改正しようという話が、おそらくこの協議会で行われるということ、部長さんが今、言っていたのかと思います。しかし、それだとあやふやで、市民協働の条例などにおいて、15年、16年と改正されていないということも実際にありましたので、ちゃんと条文の中には何年後に見直すということを入れたほうが良いと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

事務局  
(村上部長) 健康福祉部の村上です。

今のお話についてはご意見として承りたいと思いますが、今回我々が作ろうとしている条例自体が、例えば1年や2年、あるいは5年などといった期間でその成果がすぐに現れてくるのかという部分で言いますと、施策を担当している私が言うのも恐れ多いのですが、なかなかはっきり「大丈夫です」と言い切れない部分があります。いわゆる理念や目的など、この条例が目指すべき仙台のまちはどうあるべきなのかという理念的なものについては、例えば5年先、10年先といったものを見据えていかないと、なかなか見えてこない部分があるかと思います。

先ほどモニタリングという話をしましたが、モニタリング自体には、一つ一つの事業の成果が上がっているかどうかということ判断する部分があります。また、

障害者保健福祉計画を立てる際に、市民アンケートなどをとっていますが、その中で、仙台のまちで差別があるかないか、差別を感じるかどうかという意識調査的なものも行っております。そのことについて、具体的な年度については、今、手元に資料がないので控えさせていただきますが、前回と前々回の数字で言えば、「差別を感じる」あるいは「差別がある」というところで、むしろ悪くなっている数字が出ており、その悪くなっている数字をいかに下げていくのかという、いわゆる中長期的な視点での取り組みも大切かと思えます。いずれ見直しが必要な時期が来れば、それこそ時期を問わず見直しは必要になってくるかと思えますが、3年後に見直すべきなのか5年後に見直すべきなのかというように、今この段階でいついつ見直しますと言い切れるかどうかということについては、中間案に対するパブリックコメントなど、広く市民の意見を踏まえながら、更に議論を深めていければと思っております。

会 長            ありがとうございます。  
                    中村祥子委員，お願いいたします。

中村（祥）委員        障害の差別を感じるか感じないかということは、市民社会が成長すれば差別はどんどん感じるようになるので、低くなることはないと思うのです。それに対してどのような対応をするのかということは、本当に後追いごっこだと思うので、改正は必ず必要だという認識の下で、改正を検討できるというような項目だけでも入れてもらえればと思います。その時期に関しては、もちろん様々な見解があることと思うのですが、改正提案をするということの困難さが想像できますので、そのような項目だけでも入れてもらえれば、可能性が期待できるのではないかなと思いました。

会 長            中村祥子委員からご意見がありました。  
                    事務局，お願いします。

事 務 局            健康福祉部の村上です。  
(村上部長)        中村委員からいただいたご意見の趣旨は十分わかりました。ただ、いわゆる条例自体が、一度作ったら未来永劫改正できないというものではございません。  
                    私も全ての条例を網羅的に把握しているわけではございませんが、「必要な時期に改正をします」という文言が入っている条例を見たことがないので、どのような形で担保できるのかどうか、それを少し検討させていただければと思います。趣旨は十分理解しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

会 長            はい。では、今の委員の皆様のご意見をしっかり踏まえた上で、検討が進むということでもよろしいでしょうか。  
                    ということで、その他の意見はございますでしょうか。はい、桔梗委員，お願い

いたします。

桔梗委員 桔梗です。

8 番の基本的な施策のところでは 1 つだけ意見を加えさせていただいてもよろしいでしょうか。

会 長 はい。

桔梗委員 後を追った意見で申し訳ございません。

一番上に「啓発活動の推進」という言葉がありますが、啓発と情報発信、もしくは情報の周知ということの違いについて、少し頭の中で整理をしておりました。できれば、「啓発活動」という言葉の前後にどうか、同等のレベルのところには、「情報の発信」や「情報の周知」という言葉を 1 文加えていただければいいのかなというように感じましたので、意見させていただきます。

会 長 ありがとうございます。

その趣旨についても、事務局、検討してくださいということですよ。

そのほか、大事なポイントをここで言っていただいて、中間案に反映させ、そして次回は 9 月 25 日、中間案の検討ということで進んでまいります。よろしいでしょうか。今日の中間素案を基にしてポイントを指摘するというで進んでまいりましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。また、中間案のときに議論ということもあります。

そのようなことで、議事進行の勝手ということでは時間がかなりたってしまい本当に申し訳ありませんが、ここまでで、第 3 章の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の中間素案に関する項目についてのご協議はいただきました。ありがとうございます。

次回の 9 月 25 日の協議会では、いよいよ本日の議論の内容を踏まえ、条例のあり方の中間案をまた協議いたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

#### (5) その他

会 長 それから、次第を確認いたしますと、(5) にその他とございます。その他について、まずは委員の皆様から何かございますでしょうか。はい。杉山委員、お願いします。

杉山委員 今日から次回まで 10 日しかないのですが、次回の資料というのはいつ届くのでしょうか。まさか前日とか 2、3 日前ということではないと思うのですが。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 障害企画課，高橋です。  
(高橋課長) 今週中にお送りできるように頑張りたいと考えています。いつものとおり 1 週間前ということは難しいかもしれませんが，努力します。なるべく早くお手元に届くようにしたいと思いますが，遅くなった場合には申し訳ありません。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
本当に，今日のご意見を踏まえての中間案は大事なことであり，委員の皆様が中間案を議論するためにも早く情報として確認しておきたいこともありますので，その辺のところをよろしく願いいたします。  
ということで，これで私の議事進行は終わってよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

5 閉 会

署名人 赤間 宏 